

原子力損害賠償・支援の概要

白河地方・会津地方原子力損害賠償対策本部が受け入れを決定した東京電力(株)の賠償と県の支援策。対象者、賠償等の内容、請求方法の概要をお知らせします。

- ▶対象者
平成23年3月11日の原発事故発生時、本市に生活の本拠としての住居があった方で、次の3つに分類されます。
①平成23年3月11日～12月31日の間に妊娠されていた方
②18歳以下であった方（平成4年3月12日～平成23年12月31日生まれの方）
③上記以外の方

▶賠償金・県基金による給付金の内容および請求方法の概要

項目	東京電力からの賠償金	県基金による給付金	合計
①妊娠されていた方 ②18歳以下であった方	20万円	10万円	30万円
③上記以外の方	—	4万円	4万円
請求方法（予定）	東京電力から対象者に請求書類を送付。必要事項を記入し返送	市を通じて給付	

※東京電力(株)の賠償金と県基金による給付金は、それぞれ個別に請求手続きが必要となります。具体的な請求方法や支払時期などは、決まり次第、各家庭へ通知するとともに広報白河・市ホームページ等でお知らせします。

☎本庁舎放射線対策室 ☎@1111 内2187

放射線の健康に関する相談窓口

各関係機関では、放射線の健康に関する相談を随時受け付けています。放射線に関する疑問や不安、悩みごとなどお気軽にご相談ください。



☎本庁舎健康増進課（中央保健センター）
☎@2112

相談機関／電話番号／時間	相談内容
本庁舎健康増進課 ☎@2112／8:30～17:15	放射線の健康に関する相談 個人線量計に関する相談 内部被ばく検査・甲状腺検査等に関する相談
白河厚生総合病院放射線外来 ※総合受付で申し込み（電話での相談はできません）	専門医による放射線の健康被害や疑問、不安の相談
県ワンストップ相談窓口 ☎0120-988-359／8:30～20:00	放射線に関する相談
県民健康管理センター ☎024-549-5130／9:00～17:00	県民健康管理調査に関する問い合わせ

◎連続掲載 未来へのたすき

さらなる安全・安心のために

原発事故による放射能問題。過去において例がなく、収束の時期さえ見通しが立っていません。この苦難を乗り越えるために、今を生きる私たちがやるべきことは何でしょうか。今月号から連続掲載する「未来へのたすき」では、苦難を乗り越え、次の世代にたすきをつなぐために、今やらなければならないことなどについてお知らせしていきます。今回は「さらなる安全・安心」をテーマに、市で取り組んでいる放射線対策や原子力損害賠償問題、健康に関する相談窓口についてお知らせします。

放射線対策を強化

市では、原子力災害に伴う放射線対策を強化するため、市民生活部に放射線対策室を設置しました。放射線対策室は、損害賠償関係業務等を担当する「総務班」と除染関係業務等を担当する「除染業務班」の2班体制で、市民の皆さんの安全・安心のために、関係部署等と連携し、さらなる放射線対策を進めていきます。

放射線対策のための組織体制

【主管課】 放射線対策室 ▶総務班 ▶除染業務班	【主な業務】 損害賠償請求等に関する業務 除染に関する業務
【関係課】 ●企画政策課 ●秘書広報課 ●財政課 ●生活環境課 ●市民課 ●地域支援課 ●高齢福祉課 ●健康増進課 ●商工観光課 ●企業立地室 ●農政課 ●道路河川課 ●建築住宅課 ●都市計画課 ●下水道課 ●水道部 ●教育委員会 ●表郷・大信・東庁舎	【放射線に関する業務】 震災復興計画、行政分譲地等の除染対策情報の発信 庁舎および公有財産の除染対策 消防屯所等の除染対策、食料品等の放射能検査 行政センター等の除染対策、住民情報の提供 集会所の除染対策、町内会との連絡調整 社会福祉施設の除染対策 市民の健康対策、保健センター等の除染対策 地域産業に対する風評被害対策、事業所等への情報提供 工業団地用地の除染対策、誘致企業への情報提供 農地、林道等の除染対策、農産物に対する風評被害対策 市道等の除染対策 市営住宅の除染対策 公園等の除染対策 下水道汚泥等の除染対策 水道施設の除染対策、水質の安全監視 教育関連施設の除染対策 仮置き場等の庁舎地域の連絡調整



☎本庁舎放射線対策室
☎@1111 内2187